

# 秘密保持契約書

一方方向型（開示者：甲 受領者：乙）

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に開示する情報の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約において秘密情報を開示するのは甲のみであり、乙は受領者として本契約に定める義務を負う。

## 開示の目的と情報の範囲

|        |
|--------|
| 開示の目的  |
| 開示する情報 |
| 開示の方法  |

## 第1条（秘密情報）

本契約において「秘密情報」とは、上記の「開示する情報」のうち、本目的のために甲が乙に開示した技術上又は営業上の情報であって、書面若しくは電磁的記録に秘密である旨が表示されたもの、又は口頭その他の方法による開示の際に甲が秘密である旨を告げ、開示後〇〇日以内にその概要を書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）で乙に通知したものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを乙が書面により証明できる情報は、秘密情報に含まれない。

- 開示を受けた時に既に公知であった情報
- 開示を受けた後に乙の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 開示を受けた時に既に乙が正当に保有していた情報
- 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- 開示を受けた情報によらずに乙が独自に開発した情報

## 第2条（秘密保持義務）

乙は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、本目的のために秘密情報を知る必要がある乙の役員及び従業員、並びに法令上又は契約上の守秘義務を負う弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対し、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。この場合、乙は、これらの者に本契約と同等の義務を遵守させ、その行為について責任を負う。

3 乙は、法令又は裁判所若しくは行政機関の命令により秘密情報の開示を求められたときは、必要な範囲で開示することができる。この場合、乙は、法令上許される範囲で、事前に（事前の通知が困難なときは開示後速やかに）その旨を甲に通知する。

## 第3条（目的外使用の禁止）

乙は、秘密情報を本目的以外の目的に使用してはならず、本目的のために必要な範囲を超えて複製してはならない。

## 第4条（乙が提供する情報の取扱い）

本契約は、乙が甲に提供する提案書その他の情報について、甲に秘密保持義務を課すものではない。乙が甲に秘密として扱うことを求める情報を開示するときは、甲乙は、その取扱いについて別途書面で合意する。

## 第5条（漏えい等の通知）

乙は、秘密情報の漏えい、滅失又は毀損が生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知し、甲と協議のうえ、被害の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

## 第6条（返還及び破棄）

乙は、本目的の検討が終了したとき、本契約が終了したとき、又は甲から書面による請求があったときは、甲の指示に従い、秘密情報を含む書類、記録媒体その他の物（複製物を含む。）を速やかに返還し、若しくは破棄し、又は秘密情報を含む電磁的記録を消去する。

2 乙は、甲から求められたときは、前項の破棄又は消去を完了した旨を記載した書面を甲に提出する。

## 第7条（権利の帰属）

秘密情報に関する権利は甲に帰属し、本契約は、乙に対し、秘密情報に関する知的財産権の実施又は使用を許諾するものではない。

2 本契約は、甲又は乙に対し、本目的に関する取引の契約の締結を義務づけるものではない。

## 第8条（損害賠償及び差止め）

乙は、本契約に違反して甲に損害を与えたときは、これによって甲に生じた損害を賠償する。

2 甲は、乙が本契約に違反し、又は違反するおそれがあるときは、乙に対し、その違反行為の差止め又は予防に必要な措置を請求することができる。

## 第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から〇年間とする。

2 本契約が終了した後も、第2条、第3条、第5条及び第6条の規定は〇年間、第7条、第8条及び第10条の規定は期間の定めなく、なお効力を有する。

## 第10条（準拠法、管轄及び協議）

本契約は日本法に準拠する。本契約に関して甲乙間に生じた紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲（開示者）

住所

名称

代表者

印

乙（受領者）

住所

名称

代表者

印